

2-4-1 償却資産税とは

Q 償却資産税とは、どのような税ですか？ 申告は必要なのでしょうか？

A 償却資産に係る固定資産税を一般に償却資産税と呼んでいます。

解説

1. 償却資産税とは

厳密に言えば償却資産税という税金はありません。固定資産税は、土地、建物および償却資産の保有に対して課税されますが、このうち、償却資産の保有に課税される固定資産税を一般に償却資産税と呼んでいます。

個人及び法人である事業者は、毎年1月1日に所有している償却資産について、設置した市町村に対して1月末日までに償却資産に係る申告をしなければなりません。(複数の市町村に資産を設置した場合は設置した全ての市町村に申告をしなければなりません)

2. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業に供することができる資産で、以下の条件に当てはまるものを除いた資産をいいます。

- ① 10万円未満の減価償却資産
- ② 20万円未満の減価償却資産で3年均等償却を選択したもの（一括償却資産）

使用しなくなった機械などであっても除却や売却などをせずに所有している限り、課税の対象となりますので注意が必要です。

3. 償却資産の具体例

償却資産は具体的には、次のようなものなどが該当します。

	資産の種類	具体例
1	構築物	舗装路面、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、受変電設備、予備電源設備、フェンス等
2	機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車等(分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両)等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン等)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等